

2023(令和5)年10月1日～

「特定求職者雇用開発助成金」の提出書類に関する変更を行います 有期雇用労働者の場合、雇用契約書に 「自動更新」である旨が明記されていることが必要になります

「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象が有期雇用契約の労働者の場合、**対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」**であることが必要です。

現在、雇用契約書に自動更新の記載がない場合も、就業の実態や疎明内容等も踏まえて一部支給対象としていますが、より適正な支給を行うために、今後は、**雇用契約書に「自動更新」である旨が明記されていることが必要**となります。

変更後の取り扱い
の適用対象

令和5年10月1日以降に採用した労働者

変更内容

現行

例外的な取扱いとして、疎明書の提出により、契約更新の実態が有期雇用（自動更新）であると判断できる場合は、助成対象とすることも限定的に認める

[例外的な取扱いとして、更新の実態も踏まえて判断]



変更後（R5.10.1～）

雇用契約書に有期雇用（自動更新）である旨、明記されている場合のみ助成対象とする

[雇用契約書に記載されている内容により判断]

- 審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

対象となるコース

特定求職者雇用開発助成金のうち、以下の4コースが対象となります。

- 「特定就職困難者コース」
- 「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」
- 「生活保護受給者等雇用開発コース」
- 「成長分野等人材確保・育成コース」

お問い合わせ先

特定求職者雇用開発助成金の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。
また、ご不明点などは以下のお問合せ先にご連絡をお願いします。

千葉労働局 職業安定部 職業対策課 事業所給付係
電話：043-221-4391（受付：平日8時30分～17時15分）



[ウェブサイトはこちら](#)

助成金の支給対象が有期雇用労働者の場合 雇用契約が「自動更新」であることが必要です

- ☑ 「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象者が有期雇用契約の労働者の場合、**対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」であることが必要です。**
- ☑ 自動更新の確認は、雇用契約書により行うため、**雇用契約書に「自動更新」である旨が記載されていることが必要です。**

助成対象の判断基準

① 雇用契約書による判断

雇用契約書に記載されている内容により判断します。

※審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

② 就業規則等による判断

雇用契約書に自動更新と記載されている場合であっても、本人の体調、勤務実績、業績等、**更新の有無を判断する更新条件が付されている場合は助成対象となりません。**

ただし、**当該更新条件が、就業規則等に定める解雇事由であれば助成対象となります。**

有期労働契約を更新する場合の基準

2024年4月1日～

- **2024年4月から改正職業安定法施行規則が施行され、求職者に対して明示しなければならない労働条件に「有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）」が追加されます。**
- 特定求職者雇用開発助成金における「有期労働契約を更新する場合の基準」の記載について
 - 「自動更新」とされている場合
→ **助成対象となります。**
 - 「勤務成績、態度により判断する」「会社の経営状況により判断する」等とされている場合
→ 本助成金の対象者として紹介を受けた場合であっても、**助成対象とならない場合があります。**

※助成対象となるか否かは、上記の基準により判断しますのでご注意ください。